

議案第21号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 前

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略	略	略
県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することがで	

改 正 後

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略	略	略
県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することがで	

きなくなつたと
き。

規定する文部科学大臣が
指定した学校若しくは厚
生労働大臣が指定した作
業療法士養成施設又は言
語聴覚士法（平成9年法
律第132号）第33条第1
号から第3号まで若しく
は第5号に規定する文部
科学大臣が指定した学校
若しくは厚生労働大臣が
指定した言語聴覚士養成
所、大学（短期大学を除
き、同条第4号に規定す
る厚生労働大臣の指定す
る科目を修めようとする
場合に限る。）若しくは
職業能力開発総合大学校
の長期課程（同条第4号
に規定する厚生労働大臣
の指定する科目を修めよ
うとする場合に限る。）に
をいう。以下同じ。）に
在学する者で、将来県内
において理学療法士、作
業療法士又は言語聴覚士

理 学 療 法 士 等 修 学 資 金

債務の
全部又
は一部

きなくなつたと
き。

規定する文部科学大臣が
指定した学校若しくは厚
生労働大臣が指定した作
業療法士養成施設又は言
語聴覚士法（平成9年法
律第132号）第33条第1
号から第3号まで若しく
は第5号に規定する文部
科学大臣が指定した学校
若しくは厚生労働大臣が
指定した言語聴覚士養成
所、大学（短期大学を除
き、同条第4号に規定す
る厚生労働大臣の指定す
る科目を修めようとする
場合に限る。）若しくは
職業能力開発総合大学校
の長期課程（同条第4号
に規定する厚生労働大臣
の指定する科目を修めよ
うとする場合に限る。）に
をいう。以下同じ。）に
在学する者で、将来県内
において理学療法士、作
業療法士又は言語聴覚士

理 学 療 法 士 等 修 学 資 金

債務の
全部又
は一部

の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

県内における医師の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して医師養

の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）として業務に奨学金の貸与を受けた

債務の全部

医師養成確保奨学金

期間に相当する
期間以上通算し
て従事したとき。

2 前号に規定す
る業務従事期間
中に、業務上の
事由により死亡
し、又は業務に
起因して精神若
しくは身体に著
しい障害を受け
たためその業務
に従事すること
ができなくなっ
たとき。

3 前号に該当す
る場合を除き、
死亡し、又は精
神若しくは身体
に著しい障害を
受けたため医師
の業務に従事す
ることができな

債務の
全部又
は一部

略	略
備考 略	備考 略
<p>くなつたとき。</p>	

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。